

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年3月まで

私は、20歳の時、国民年金推進員をしていた伯父に国民年金の必要性を説かれ、母親が、国民年金の加入手続をし、自分を含む家族の保険料を納付組織を通じて納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の伯父は、申立期間当時、国民年金委員であったことが確認でき、申立人の父母は国民年金制度開始当初の昭和36年4月から国民年金に加入し、未納期間が無い上、その兄及び妹（二女）は満20歳到達時に国民年金に加入し、申立期間当時に未納が無いことから、家族の保険料を納付していたとする申立人の母親の国民年金に対する意識は高かったと言え、申立人の伯父に説得され、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとの主張には信ぴょう性がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年10月ごろに払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと考えられるが、申立人の姉及び妹（三女）も、それぞれの国民年金手帳記号番号の払出日から満20歳にさかのぼって国民年金保険料が納付されていることから、申立人についても、その母親がさかのぼって保険料を納付したとするのは自然である。

しかしながら、申立人の母親が、申立人に係る国民年金の加入手続を

行ったと推測される昭和48年10月時点では、申立期間のうち45年10月から46年6月までの国民年金保険料は既に時効期限を経過しているため、納付することはできなかったと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和48年3月に退職し、学校に通うことになり、その際に国民年金への切替手続と失業保険の手続に市役所と職業安定所へそれぞれ行った記憶がある。

退職後1年間の国民年金保険料は還付されているとの回答をもらったが、還付を受けることとなった状況が理解できず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職直後の昭和48年4月に国民年金に加入手続を行ったと述べているとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は同年4月に払い出されていることから、このころ加入手続を行ったと推測され、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人は、当初、48年3月に国民年金に強制加入し、国民年金保険料を納付した記録があるが、その後、資格取得日が49年4月に訂正され、同年3月に48年3月から49年3月までの保険料が還付された記録となっている。

しかしながら、申立人が厚生年金保険被保険者であった昭和48年3月の国民年金保険料は還付されることになるものの、申立期間については、申立人は、国民年金の強制加入対象者であったと考えられることから、資格取得日を訂正し、申立期間を未加入期間とした事務処理は不合理であると言える。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和48年4月30日に前納した後、保険料の改正により49年1月から同年3月までの保険料額

が上がったことによる差額の保険料も納付していること、及び申立期間後の昭和 49 年度から 53 年度までの期間の保険料を前納していることから、申立人の国民年金に対する意識は高かったと言え、申立人が既に納付済みである申立期間の保険料の還付を申請するとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで

私の夫は、昭和 52 年 6 月に会社を退職して販売業を始めたが、従業員が夫婦二人だけでは厚生年金保険に加入できないため、開業してから半年ほどして国民年金に加入し、夫が夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が夫婦の国民年金の加入手続を行ったと述べているとおり、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 7 月に夫婦連番で払い出されていることから、夫婦同時に加入手続を行ったと推測される。

また、申立人及びその夫は、夫婦共に昭和 52 年 7 月 29 日付けで国民年金被保険者資格を取得しており、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を納付済みであることから、国民年金の加入手続を行ったと推測される 53 年 7 月時点からさかのぼって保険料を納付したと考えられ、申立人の保険料をその夫が納付したとする申立人の主張は自然である。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間後の加入期間に未納は無く、オンライン記録で国民年金保険料の収納年月日の確認ができる昭和 59 年 4 月以降は保険料の納付に遅れがみられない上、保険料を前納しているなど、納付意識が高かったと言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年3月21日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和27年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年5月21日から同年6月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、資格喪失日を訂正する届出が2年以上経過後にA事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。
平成17年5月の1か月間を、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年3月21日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月21日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の加入記録、A事業所から提出された在籍証明書、賃金台帳、源泉徴収票及び事務担当者の証言等により、申立人は、平成17年3月

21日から同年5月31日まで、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び平成17年4月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、平成18年8月16日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成18年1月から同年7月までの標準報酬月額については、30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年12月1日から14年9月1日まで
② 平成18年1月31日から同年8月16日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、平成13年12月1日から18年8月16日までA事業所で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録が確認できること、及び申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚の証言から、申立人が、平成18年8月15日まで、A事業所で勤務していたことを確認することができる。

一方、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成18年1月31日以降の19年3月30日付けで、遡^{そきゅう}及して申立人に係る18年9月の標準報酬月額の定時決定の記録を取り消し、同年1月31日を資格喪失日とする処理が行われたことが確認できる。

さらに、申立人は、2通の健康保険等脱退連絡票を所持しており、これら2通の同票から、社会保険事務所は、申立人に平成18年8月16日を資格喪失年月日とする同票を送付した後に、当該年月日を同年1月31日に訂正する同票を再送付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成18年1月31日に資

格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年8月16日であると認められる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成17年12月における申立人の標準報酬月額の記録、及び18年9月に定時決定された申立人の標準報酬月額の記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、その一部期間に雇用保険の被保険者記録が確認できること、及び申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間①の一部期間について、A事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、平成14年9月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、当該事業所は、申立期間①について、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、当該事業所が厚生年金保険の新規適用となった日であることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は、当該期間について、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していること及び健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年4月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和49年4月30日から同年5月1日まで
（A事業所）
② 昭和51年4月20日から同年5月1日まで
（B事業所）
③ 昭和56年7月30日から同年8月1日まで
（B事業所）

夫は昭和48年8月にA事業所に就職しC事業所に異動した後、B事業所及びD事業所E支社に継続して勤務をしていた。それぞれの事業所の事業主は、すべて同族であり、転勤の様な感じであった。

上記の期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録（年金記録）の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当該期間当時にB事業所及びC事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚の証言及びC事業所の回答により、申立人は、B事業所に継続して勤務し（昭和51年4月20日にC事業所からB事業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るB事業所における昭和51年5月の社会保険事務所（当時）の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、当該期間当時にB事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚の証言及び公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同事業所に継続して勤務し（昭和56年8月1日にB事業所からD事業所E支社に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係るB事業所における昭和56年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いものの、申立期間③当時、B事業所で営業の統括をしていた取締役は、「申立人の年金記録に欠落があるとすれば、事務のミスだと思う。」と証言していることから、事業主が昭和56年7月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、当該期間当時、A事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所が提出した申立人の源泉徴収簿によると、昭和49年4月の給与が支払われているものの、当該給与から同年4月の厚生年金保険料が

控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和61年2月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和60年7月から61年1月までの標準報酬月額については、18万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月31日から61年2月21日まで
社会保険事務所(当時)の記録によれば、A事業所での厚生年金保険の加入記録が、昭和60年6月16日から同年7月31日までの期間となっているが、当該事業所がなくなった61年2月ごろまでは勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和61年2月21日)以降の昭和61年5月7日付けで、遡及して申立人に係る60年10月の標準報酬月額の定時決定の記録を取り消し、同年7月31日を資格喪失日とする処理が行われたことが確認できる。

また、複数の元同僚^{そきゆう}についても、申立人と同様に昭和61年5月7日付けで、資格喪失日の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A事業所は昭和61年2月ごろに自然消滅してしまい、本社とも連絡が取れなくなったため退職した。」と主張しているところ、A事業所の元従業員は、「自分はA事業所の廃業時まで勤務し、退職時期と厚生年金保険の資格喪失日は合っている。」と証言しており、オンライン記録から、当該従業員の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和61年2月21日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 60 年 7 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、61 年 2 月 21 日であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、資格取得時に決定された申立人の標準報酬月額の記録、及び昭和 60 年 10 月に定時決定された申立人の標準報酬月額の記録から、18 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和49年10月から50年2月までの期間は8万円、同年3月から同年6月までの期間は8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和49年10月から50年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月12日から50年8月16日まで

申立期間のうち、給与明細書がある期間について、ねんきん定期便に記載されている保険料納付額と、給与明細書に記載されている保険料額が相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、給与明細書が無い期間についても調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和49年11月から50年6月までについては、申立人の給与明細書から、49年11月から50年2月までの期間は8万円、同年3月から同年6月までの期間は8万6,000円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

また、昭和49年10月については、給与明細書は無いものの、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定内訳書（昭和49年8

月1日現在)では、同年5月の報酬月額が6万8,000円、同年6月は6万9,700円、同年7月は8万640円とされており、同年7月から報酬月額が2等級以上高くなっていることが確認できる。このことから、同年10月1日に標準報酬月額を8万円とする随時改定が行われるべきであったと考えられ、また、翌月の同年11月は8万円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが給与明細書から確認できることから、同年10月についても、8万円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたと推認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和49年10月から50年2月までの期間は8万円、同年3月から同年6月までの期間は8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る昭和49年10月から50年6月までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、当該期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和46年6月から49年9月までの期間については、申立人は保険料控除額を確認できる給与明細書を所持しておらず、A事業所は、「当時の賃金台帳を処分してしまったため、保険料控除額を確認することができない。」と回答している。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和50年7月については、オンライン記録上の標準報酬月額が同年7月の給与明細書上の報酬月額を基に算定した標準報酬月額を超えていることから、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月27日から同年4月27日まで

A事業所に昭和40年2月に入社し、平成13年3月に退職するまで一貫して勤務していたにもかかわらず、途中で厚生年金保険の被保険者期間が抜けていることは納得できないので年金記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B事業所（A事業所の後継事業所）から提出された在籍証明書、社員台帳などから判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し（A事業所から同事業所C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社員台帳による人事異動の発令日は、昭和42年4月10日となっていることが確認できることから、申立人は、同年4月下旬ころにA事業所C支店に異動したとしていることから、異動日については、同年4月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで
申立期間当時、自営業をされており、自分で国民年金保険料を銀行で納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月に払い出されていることから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点で申立期間は既に時効である。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和50年12月に、申立期間直後の48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付により納付し、申立期間直前の40年7月から48年3月までの期間の保険料を第2回特例納付制度により納付していることが確認できることから、申立人は未納期間を解消する意思があったと推測できるものの、同制度により保険料の納付が可能であったのは、36年4月から48年3月までの期間の保険料であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法及び納付金額について、はっきりした記憶が無い上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から38年9月30日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が、昭和36年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失したことが確認できる。また、申立期間当時のA事業所の取締役であり、事業主の弟である者に照会したところ、「申立人のことは、何となく覚えているが、いつからいつまでいたかについては覚えていない。社会保険事務所（当時）の記録で資格を喪失したことになっているのなら、その日に退職したと思われる。A事業所は、既に解散しており、資料は残っていない。」との証言を得た。

さらに、前出の取締役は、「申立期間当時にA事業所の創業者が亡くなった。」と証言しており、当該事実をA事業所の閉鎖登記簿謄本からも確認できるが、申立人は、「A事業所の創業者が亡くなったことを、A事業所退職後に聞いた。」と主張していることから、申立人が主張する退職時期よりも前に同事業所を退職したことがうかがわれる。

加えて、A事業所の複数の従業員に照会したが、申立人の年金記録の訂正につながる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 827

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 31 年 5 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所は、昭和 34 年 3 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所において、昭和 34 年 3 月 9 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員に照会したところ、「昭和 34 年 3 月 9 日より前は、厚生年金保険に加入していなかった。」との証言を得た。

さらに、申立人が記憶している同僚についても、A事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを確認することはできない。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっている上、社会保険事務担当者の所在も不明であることから、申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について聴取することはできなかった。

なお、A事業所の事業主が経営していた関連事業所であるB事業所が、昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間当時の同事業所の従業員に照会したところ、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前に、A事業所の従業員を、B事業所において厚生年金保

険の被保険者資格を取得させるようなことはなかった。」との証言があり、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、28年4月1日から34年4月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 4 日から 8 年 7 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の標準報酬月額の記録を照会したところ、A事業所における標準報酬月額が、支給されていた給与額よりも低額であることが分かった。公共職業安定所の記録があるので、給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した公共職業安定所長の証明書の賃金日額から、申立人は、申立期間の一部期間について、国（厚生労働省）で記録されている標準報酬月額を超える給与額を得ていたことは確認できる。

しかし、A事業所が提出した平成 6 年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、及び当該事業所の顧問社会保険労務士が提出した平成 8 年の当該通知書から、当時の申立人の標準報酬月額は 16 万円であることが確認でき、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致する。

また、A事業所に照会したところ、前述の平成 6 年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書以外の資料は無いと回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額と申立人と同時期に勤務していたとする複数の同僚の標準報酬月額を比較したが、大きな差異は無く、申立人だけが低額であるという事情も認められない上、申立人の標準報酬月額が不自然に遡及訂正そきゅうされていることはうかがえない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に相当する

厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料、
周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報
酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと
を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年6月1日まで
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和22年11月8日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和22年11月8日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、34年3月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 5 月まで
(A 事業所)
② 昭和 43 年 4 月から同年 8 月まで
(B 事業所 C 工場)

昭和 41 年 3 月に高校を卒業して A 事業所に入社した。その後、別の事業所に転職し、さらに B 事業所 C 工場に勤務した。私の年金記録では、A 事業所と B 事業所 C 工場の記録が無い。

当時の資料は所持していないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名の記憶が無く、申立期間当時に A 事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に申立人の氏名の記憶について照会したものの、申立人の氏名を記憶している元従業員は確認ができなかった。

また、上述の複数の元従業員のうち、申立期間当時、総務部長であった者は、「新卒者であれば、必ず厚生年金保険に加入させていたが、中途採用者は試用期間が 1 年間あった。申立人の年金記録が無いのは、多少でも入社時期が他の新卒者とずれていたため、中途採用者と同じ待遇で入社した可能性がある。また、新卒者には、入社後、事業所の食堂に全員を集めて 1 週間の新入社員研修を行っていた。」と証言しているところ、申立人は新入社員研修についての記憶が無い上、「私と同じ時期に新卒で入社した者は、いなかったように思う。」と証言している。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人と同

学年の被保険者は、昭和 41 年 3 月 1 日及び同年同月 11 日に集中して厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人と同学年で、同年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している者は確認ができなかった。

加えて、D 事業所（A 事業所の後継事業所）に申立期間当時の厚生年金保険料控除の状況について照会したものの、「申立期間当時の資料は保管していない。」との回答を得た。

なお、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 41 年 1 月 11 日から同年 7 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

申立期間②について、公共職業安定所が管理する雇用保険被保険者記録から、申立人は昭和 43 年 4 月 17 日から同年 8 月 31 日までの期間、B 事業所 C 工場での記録が確認できることから、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B 事業所 E 工場（C 工場が移転）に厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したところ、「新卒者を正社員とし、厚生年金保険を入社直後から適用させていたが、中途採用者は臨時工とし、基本的に 6 か月間の有期契約で、厚生年金保険に加入させるまでに数か月の就業態度等を観察するための期間を設けていた。」と回答している。

また、申立期間当時に中途採用者で厚生年金保険の資格を取得している元従業員に厚生年金保険の適用について照会したところ、「当時は、正社員としての採用はほとんど無く、自分も臨時工として採用された。臨時工は、1 年間、無遅刻、無欠勤の場合だったら、初めて正社員になれる資格を与えてくれた。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間に B 事業所 C 工場勤務していた中学校の同級生二人の氏名を記憶しているが、同事業所で当該二人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認ができなかった。

なお、B 事業所 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 43 年 3 月 11 日から同年 9 月 12 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月13日から20年8月31日まで
社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、いわゆる短期脱退手当金が支給されたこととされているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、i) 申立人が受給したとされる脱退手当金の支給対象となった厚生年金保険被保険者期間と同じ月数、ii) 当該脱退手当金の計算上の支給金額を円未満で切り捨てた金額、iii) オンライン記録において申立人の当該脱退手当金の支給決定日として記録されている年月日と同じ年月日、及びiv) 当該脱退手当金の支給根拠となる該当条文等の具体的な記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和22年2月24日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、31年8月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日から 19 年 5 月 21 日まで

私がA事業所に勤めていた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金保険の資格を喪失した後に 24 万円から 14 万 2,000 円に減額訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人がA事業所において厚生年金保険の資格を喪失した平成 19 年 5 月 21 日の後の同年 7 月 26 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって 24 万円から 14 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険資格取得届の標準報酬月額の訂正届及び「資格取得時に歩合給見込みに誤りがあった。」とする理由書が平成 19 年 7 月 26 日付けで社会保険事務所（当時）に受理されており、A事業所が管理する申立人の賃金台帳に記載された申立期間に係る報酬月額は、上記訂正届における訂正後の標準報酬月額 14 万 2,000 円に対応した額になっていることが確認でき、当該理由書に記載された内容に不合理な点は見当たらない。

また、上述の賃金台帳によれば、平成 19 年 3 月及び 4 月の保険料は訂正後の標準報酬月額に基づく額が控除されており、嘱託としてA事業所に在籍していた 19 年 7 月の給与で、18 年 12 月から 19 年 2 月までの保険料について訂正前後の厚生年金保険料の差額が還付されていることが確認できる。

さらに、A事業所の代表取締役は、「当社では、申立人の職種は歩合給なので、入社すると見込みで標準報酬月額を届け出て、入社して 6 か月経過後、実際の給与支払額に基づいて標準報酬月額を訂正するという運用をしている。」と述べていることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、資

格取得時にさかのぼって14万2,000円に訂正されていることに不自然さはない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月ころから 33 年 12 月ころまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所B支店入社時に、入社後3か月経過したら社会保険に加入する旨の説明を受けていたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚に関する申立人の記憶から、申立人がA事業所B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所B支店が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、昭和34年1月1日であることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、申立期間の前からA事業所B支店に勤務していたとしているが、「自分の厚生年金保険の加入日は、入社日よりも後だった。」と証言しており、社会保険事務所（当時）の記録から、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同じく昭和34年1月1日であることが確認できる。

さらに、A事業所及び同事業所C支店が、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できるため、これらの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人及び前述の同僚の氏名は確認ができなかった。

なお、A事業所に照会したところ、「申立期間当時の資料は無く、当時の社会保険の取扱いは不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 11 日から 39 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所には昭和 36 年 7 月から 39 年 4 月まで勤務しており、厚生年金保険をかけていたと考えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出したA事業所における訓練を修了したことを証する卒業証書、辞令書及びA事業所の従業員の年金記録を管理しているB企業年金基金から提出された申立人の履歴書の記録から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B企業年金基金に照会したところ、「申立人は、申立期間中はA事業所においてC共済組合の組合員であり、昭和 39 年 4 月 30 日に同共済の退職一時金を請求し、同年 5 月 27 日に受給している。」との回答を得た。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 35 年 6 月 10 日から 39 年 8 月 6 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月から26年9月17日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当該期間についてはA事業所で勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿において、申立期間当時、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、同所在地を管轄する法務局においても、申立期間当時の同事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、オンライン記録によれば、B県内において、A事業所の名称で複数の事業所が厚生年金保険の適用事業所になっていることを確認できるが、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名の記憶が無く、申立人がA事業所に勤務していたという証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 836 (事案 545 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 9 年 1 月 31 日まで

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、社会保険事務所(当時)の担当者の氏名等を思い出したので、再度調査審議をし、申立期間において、9万 2,000 円と記録されている標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる前に代表取締役を退いており、遡及訂正処理について関与していないと主張しているが、閉鎖登記簿謄本において、代表取締役を退いたことを確認することができず、また、従業員からも当該事実を確認することができない上、同事業所の社会保険及び経理事務について、申立人は把握していたはずであるとの証言を得たことから、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 7 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は年金記録訂正に係る新たな事情として、社会保険事務所(当時)の担当職員氏名及びB市からC市に引っ越した時期を知っている者として懇意にしていた商店主を挙げ、話を聞いてほしいと述べているが、当該職員は、申立人に係る処理について覚えが無いとしており、また、当該商店主からは、記録訂正につながる証言を得ることはできなかった。これらは委員会の当初

の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。